

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

あけましておめでとうございます



立山連峰 唐松岳から望むご来光
撮影：古川 肇（組合OB）

今こそ組合に加入するとき 賃金減額をとりもどそう！

JMITU日本IBM支部
中央執行委員長
大岡義久

2016年は、ロックアウト解雇裁判において5人全員の解雇無効の判決がでました。さらに、会社は賃金減額裁判でも請求認諾を行い、誤りを認めています。にもかかわらず会社が賃金減額を再開したことは、会社と労働者の信頼関係を損なうものです。もはや労働組合に加入して減額を取り戻すしか方法がありません。

私たち労働組合は、会社の労働環境をよりよくするため、これまで一貫して漂々しい態度で会社の姿勢を正そうとしてきました。そしてこれからも続けようとしています。そのためには、会社と打ち勝つための団結力が必要です。そして困難な問題を乗り越えさらに私たちは強くなります。今こそ組合に加入するときです。

最後に新しい年が更に良い年になるよう祈念致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

最強を誇るJMITU日本IBM支部争議弁護団

岡田 尚	大熊 政一	山内 一浩	並木 陽介	細永 貴子	水口 洋介	今泉 義竜	本田 伊孝	穂積 剛	河村 洋	橋本 佳代子	竹村 和也	穂積 匡史	永田 亮	北川 沙織	笠置 裕亮	相曾 真知子	鈴木 啓示	海渡 双葉	馬奈木 幹	岩井 知大	石畑 晶彦	大村 俊介	西山 寛	山田 守彦
(岡田尚法律事務所)	(旬報法律事務所)	(旬報法律事務所)	(旬報法律事務所)	(旬報法律事務所)	(東京法律事務所)	(東京法律事務所)	(東京法律事務所)	(みどり共同法律事務所)	(第一法律事務所)	(ウエル法律事務所)	(東京南部法律事務所)	(武蔵小杉合同法律事務所)	(武蔵小杉合同法律事務所)	(横浜法律事務所)	(横浜法律事務所)	(横浜法律事務所)	(横浜合同法律事務所)	(横浜合同法律事務所)	(馬車道法律事務所)	(馬車道法律事務所)	(馬車道法律事務所)	(大さん橋通り法律事務所)	(法律事務所)	(法律事務所)
																								(日比谷とともに法律事務所)

賃金減額へ怒りの抗議

昨年の年末一時金に対して行われた賃金減額強行を受けて、12月13日朝、本社前宣伝が行われました。業績が期待値に届かなかったと評価され、何ら具体的な理由もないままの会社の横暴に対して、リレートークの形でJMITU役員、地域の仲間が次々と、会社に対して非難の声をあげました。用意した配布チラシは700部、そのほとんどを出社してくる従業員に配り切りました。大岡委員長も、こんな賃金減額は絶対に許されない、組合加入をして仲間と共に要求を掲げれば不当な減額が取り戻せることを力強く訴えました。



本社前でチラシを配布する組合員

JAL争議団を激励 一大忘年会開催

解雇されたJAL争議原告165名の闘いを励ますとともに、年末年始以降の闘いの決意を固めあう場として昨年12月22日に文京区民センターでJAL大忘年会が開催されました。

JAL争議原告が2010年の大晦日に一斉に解雇されてからすでに6年が経過しました。

昨年には管財人が行った組合への恫喝発言が不当労働行為だとした件がついにJALの最高裁への上告が棄却され、東京高裁判決でのJALの敗訴が確定しました。

当支部もJAL争議団とともにたたかいます。



JAL争議団を激励するIBM原告団

エドワーズライフサイエンス 不当解雇撤回宣伝

12月19日、外資の医療機器メーカーのエドワーズライフサイエンス東京本社前で、A組合員に対する不当解雇撤回の宣伝行動を実施し、ビラ400枚を配りました。

会社は団体交渉を無視し、11月17日に「12月17日付解雇予告」を強行しました。これは、労働組合法第7条の「不当労働行為」、事実上の団交拒否、不誠実団交に該当します。

JMITUは、労働者の生活、雇用に責任を持たず、企業の都合を一方的に押し付ける会社のこうした蛮行を決して許しません。A組合員の権利回復と、まともな労務管理を取り戻すためにたたかいます。



仲間と共に宣伝行動

NHKの大河ドラマ「真田丸」が完結した。信濃の弱小国人領主が一族の団結の元、知恵と勇気と謀略で戦国時代を生きた物語である。このドラマが示す教訓は、戦う時と和睦する時の確に判断しなければならぬということである。この判断を誤った豊臣家や北条家は滅亡した。会社は団交拒否では謝罪文を掲載させられた。賃金減額裁判では会社にとって屈辱的な請求認諾を余儀なくされ、解雇裁判は第1次2次ともに全面敗訴であった。3月には第3次4次の判決があるが、解雇のスキームは第1次2次と同様である。第1次控訴審では会社申請の証人が全員却下された。会社の施策の過ちは明らかにした。▼過ちを正すのに遅すぎることはない。和睦の時を逃すことはない。会社は速やかに争議の全面解決を決断するべきである。

【本の紹介】

さくらの雲

― ロックアウト解雇が題材の小説 ―

日本IBMのロックアウト解雇・賃金減額事件を題材にした小説が話題になっていきます。社会派小説で、現代の働く女性の生き方を問う長編傑作となっています。さつそく内容をご紹介します。

外資系の会社で働く普通の女性が主人公

主人公のさくらさんは外資系のITサービス会社



社「東光クレジメント」で働くITエンジニアです。チームリーダーとして難しいプロジェクトも成功に導き、自他共に認めるスーパーウーマンとして活躍しています。そして、さくらさんはプロジェクトで出会った頭が切れて清潔感のあるイケメンの素敵な男性とめぐりあい、結婚し、子供を産みます。

「くるみん認定」を取得している会社

ところが、さくらさんが育児休暇をとり職場復帰後、子供の面倒をみるために短時間勤務を申請して働きはじめた頃から何やら雲行きが怪しくなり始めます。東光クレジメント社は厚労省の「くるみん認定」を取得しているのに、短時間勤務を申請すると所属長からは嫌味を言われます。しかし、さくらさんは子供の世話のために嫌味を我慢して制度を利用します。

追い出し部屋へ

2008年のリーマンショック後、東光クレジメントに米国本社から外国人の社長が乗り込んできます。さくらさんが打ち込んでいたお客様プロ

ジェクトが突然打ち切られると、なぜか「人材開発室」に異動を命じられます。人材開発室に行ってみると、そこは「仕事を探すことが仕事」のいわゆる追い出し部屋でした。毎日、公募されているプロジェクトを探しては面接に向くのです。

5段階の相対的な成績評価で賃金減額

人材開発室のマネジャーは短時間勤務のさくらさんに向かって、あなたは稼働率が低く会社に貢献していないので、5段階評価の成績の最下位だと言いつちます。さくらさんは最低評価を理由に年収の15%も給料を下げられます。

さくらさんは会社のやり方に疑問を持ち始めます。同じ人材開発室にいる人達はみな能力が無いわけではなく、たまたま介護や子育てなど個人ではどうにもならない事情を抱えているだけです。さくらさんは朝の出勤時に時々労働組合がチラ

シを配布して宣伝していたことを思い出し、労働組合に興味を持ち始めます。

ロックアウト解雇

さくらさんが労働組合に入ろうかどうか逡巡しているある日、さくらさんの隣の席の人が終業時間30分前にマネジャーに「ちよつと」と言っ呼ばれていきました。帰ってきたその人は「解雇されました」と青い顔で言い、段ボール箱に私物をまとめて出ていきます。……はたして、さくらさんの運命はいつたいうなるのでしょうか。

解説

JALを題材にした「沈まぬ太陽」と同様、社会派の長編小説です。もうひとつ、IBM産業スパイ事件の後日談を題材にした「雲を掴め」という小説も話題になりましたが、この「雲」は「坂の上の雲」から来ているそうです。「さくらの雲」にも同様の暗示が

ありそうです。

「さくらの雲」は1人の普通の女性を通して描かれている分、誰にでも起こり得るストーリーがより一層真実味を帯びており、どんどん引き込まれていきます。

さくらさんは当初、労働組合に偏見を持っていたが、自分の思い込みが間違っていたことに徐々に気が付いていきます。

今、日本IBMの労働組合に興味をお持ちの皆さんにとって、さくらさんの心の動きはとても参考になると思います。現代の働く人を取りまく社会情勢の理解や、ロックアウト解雇裁判原告の心情を理解する上でも、是非ともお読みいただきたい一冊です。

さくらの雲
(民主文学館) 文庫
著者 最上裕
出版社 光陽出版社
定価 税込千円
初版2016年8月5日

会社側証人申請全員却下

第1次ロックアウト解雇裁判 高裁にて次回結審

裁判報告

昨年10月18日と12月20日に東京高裁で行われた第1次ロックアウト解雇裁判控訴審第2回と第3回期日の経緯をまとめて報告します。

会社は一審では一貫して「解雇は個別原告の業績不良が理由である」と主張してきました。しかし前号の「かいな」で報告した様に、今回は下野雅承最高顧問と取締役常務執行役員ゼイン・ブンボーリン人事担当が陳述書を提出、「IT業界は変化が激しい」「IBMはその変化に苦慮してきた」と、全く新しい解雇理由を追加してきました。

裁判官への失礼な発言

それに対し第2回期日で裁判長は開廷直後に開廷を宣言、進行協議に移りました。この非公開の当事者協議で裁判長は、

重大な過失で陳述書を却下

この組合からの意見書を受けて、第3回期日で裁判所は下野さんとゼインさんの陳述書の提出の遅れに「重大な過失がある」と判断し、「時機に後れた攻撃防御方法」にあたるとして却下しました。

さらに会社は下野さん、

「会社の主張は『時機に後れた攻撃防御方法』である」として、会社側弁護士を叱責しました。それに対して会社側弁護士は「マスコミなどに報道されていることだが、裁判官の方々はご存知ないと思い、整理しました」と失礼な発言を行い、裁判官を再度に渡り怒らせました。裁判所は組合に「訴訟進行に関する意見書」を提出するよう指示しました。

書は「一審の敷衍である」「一審の主張を意味・趣旨をおし広げて説明しただけである」として、5人全員の証人申請を却下しました。そして次回期日（3月7日10時）で結審することを宣言して閉廷しました。

法廷スケジュール as of 2017/1/16

次回期日	争議	場所
2月15日10:30~	第2次ロックアウト解雇撤回裁判控訴審 期日	東京高裁809号法廷
3月07日10:10~	第1次ロックアウト解雇撤回裁判 結審	東京地裁809号法廷
3月08日13:10~	第4次ロックアウト解雇撤回裁判 判決	東京地裁527号法廷
3月09日10:00~	第5次ロックアウト解雇撤回裁判 証人尋問 10:00~11:00 小笠原 吉啓(解雇7年前の所属長) 11:00~12:00 小林 伸子(解雇3年前のチームリーダー) 13:30~14:30 武内 聡公(解雇時の所属長) 14:30~16:30 原告 田中 純(TSDL所属)	東京地裁709号法廷
3月14日16:00~	第3次ロックアウト解雇撤回裁判 判決	東京地裁611号法廷

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
幕 張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL:03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX:03-5562-08 メール:kumia@jmitu-ibm.org 組合ホームページ: http://www.jmitu-ibm.org/		



(注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビルTEL:03-3355-0611代 Web:http://tokyolaw.gr.jp/
旬報法律事務所	弁護士 大熊 政一、山内 一浩、並木 陽介、細永 貴子 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル6階(受付7F)TEL:03-3380-5311代 Web :http://jnpo.org/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL:045-222-7577